

# 株 主 各 位

東京都港区西麻布二丁目24番12号

## 株式会社メッツ

代表取締役社長 尾形和也

### 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社の臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の臨時株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年1月27日（金曜日）午後7時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成24年1月30日（月曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時30分から）
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京3F「牡丹」  
会場が前回総会とは異なりますのでご注意ください。
3. 目的事項  
決議事項  
第1号議案 当社解散の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 清算人1名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めにより当社の議決権を有する他の株主1名に限ります。）

臨時株主総会参考書類の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.metscorp.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

# 臨時株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 当社解散の件

当社は「リアルエステート事業」において、小・中規模不動産物件の売買に注力し、「IT・システムコンサルティング事業」において、スマートフォン向けアプリケーションの企画、開発を推進しておりました。

しかしながら、3期連続の営業損失計上および売上高の著しい減少が継続しており、第2四半期累計期間においても営業損失および四半期純損失を計上していることから、現段階において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような環境のもと、今期は当社の主たる事業である不動産市場において、業績を回復していくために必要不可欠である強固な財政基盤の構築のため、当社とシナジー効果が見込める事業会社との資本関係の構築に取り組んでおりましたが、平成23年10月末までに当社事業とのシナジー効果があり、かつ提携後の成長が見込め、その上関係各所の各種ルールに適合する先との合意には至りませんでした。

また並行して交渉をしておりました金融機関からの融資においても、金融機関の不動産市場に対するより慎重な姿勢等により融資が実現せず、商材の仕入をすることが非常に困難である状況となりました。

このような状況から、株主利益保護の観点から、これ以上当社において事業を継続し、日々会社の貴重な財産を減少させることになるより、財産が残存する段階で会社を解散し、残余財産を株主の皆様へ分配することがより良い選択であると判断し、平成23年11月14日取締役会において会社解散の決議をいたしました。

会社解散について、承認の賛否をお願いしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

当社の解散を条件として、解散に伴い必要とされる現行定款の一部を下記のとおり改めたいと存じます。

なお、本店は清算事務の機動的遂行の必要性から、現行定款第3条の本店の所在地を東京都港区二丁目24番12号から東京都千代田区神田須田町一丁目19番松尾千代田法律事務所内に変更するものであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、 <u>次の事業を営むことを目的とする。</u> 1. <u>コンピューターソフトウェアの開発および販売</u> 2. <u>コンピューターハードウェアの開発</u>	(目的) 第2条 当社は、 <u>会社法第2編第9章の定めるところにより清算することを目的とする。</u>

<p style="text-align: center;">および販売</p> <p>3. <u>映画・テレビ番組・ビデオ企画・制作・販売・賃貸借</u></p> <p>4. <u>広告代理業</u></p> <p>5. <u>雑誌・書籍制作・販売</u></p> <p>6. <u>有価証券の保有および運用</u></p> <p>7. <u>セキュリティ機器(防犯、防火、防災および安全に関する設備機器)ならびにシステムの開発設計、販売</u></p> <p>8. <u>警備業ならびに警備人材の派遣</u></p> <p>9. <u>インターネットを利用した動画ならびに音声による情報提供</u></p> <p>10. <u>インターネットを利用したオークションの開催ならびに情報提供</u></p> <p>11. <u>インターネットを利用した懸賞の開催ならびに情報提供</u></p> <p>12. <u>インターネットホームページの企画・立案および管理ならびに運用</u></p> <p>13. <u>音声・映像のソフトウェアの企画、製作、販売、賃貸</u></p> <p>14. <u>グループ企業の経営指導、業務指導</u></p> <p>15. <u>金融業</u></p> <p>16. <u>投資業</u></p> <p>17. <u>投資顧問業</u></p> <p>18. <u>信託受益権の保有および売買</u></p> <p>19. <u>特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社)および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理</u></p> <p>20. <u>集金代行業</u></p> <p>21. <u>不動産売買、賃貸、管理およびその仲介</u></p> <p>22. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u></p>	<p style="text-align: center;">[削除]</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および清算人のほか、次の機関を置く。 <u>(1)監査役</u></p>
---	---

(3)監査役会  
(4)会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,951,200株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第8条 当社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。  
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。  
3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(公告方法)

第5条 (現行どおり)

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 (現行どおり)

[削除]

(基準日)

第7条 当社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

[削除]

2 (現行どおり)

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、当社の株式取扱規則による。

第3章 株主総会

<p>(株主総会の招集)</p> <p>第 11 条 当会社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月 31日</u>とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第 10 条 当会社の定時株主総会は、<u>清算事務年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 11 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>1月 30日</u>とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、<u>清算人</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>清算人に事故あるときは、当該株主総会で議長を選任する。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
---	--

すことができる。

第4章 取締役および取締役会

[削除]

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は、7名以内とする。

[削除]

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

[削除]

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

[削除]

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

[削除]

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

[削除]

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があ

[削除]

<p><u>るときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>	[削除]
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u></p>	[削除]
<p>(取締役会規則)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>	[削除]
<p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	[削除]
<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>第 4 章 清算人</p> <p>(清算人の員数)</p> <p>第 17 条 <u>当会社の清算人は、1名以上とする。</u></p> <p>(清算人の選任方法)</p> <p>第 18 条 <u>清算人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(清算人の報酬)</p> <p>第 19 条 <u>清算人の報酬総額は、月額1百万円以内とする。</u></p>

<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数) 第 28 条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 31 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 32 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第 33 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第 34 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記</u></p>	<p>第5章 <u>監査役</u></p> <p>(監査役の員数) 第 20 条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第 21 条 (現行どおり)</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>
---	--

<p style="text-align: center;"><u>名押印する。</u></p> <p>(<u>監査役会規則</u>)  <u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(<u>報酬等</u>)  <u>第 36 条 監査役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>(<u>事業年度</u>)  <u>第 37 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)  <u>第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(<u>中間配当</u>)  <u>第 39 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(<u>配当の除斥期間</u>)  <u>第 40 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始日の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p style="text-align: center;">[削除]</p> <p>(<u>報酬等</u>)  <u>第 22 条 (現行どおり)</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>(<u>清算事務年度</u>)  <u>第 23 条 当会社の清算事務年度は、毎年1月31日から翌年1月30日までの1年とする。</u></p> <p style="text-align: center;">[削除]</p> <p style="text-align: center;">[削除]</p> <p style="text-align: center;">[削除]</p>
--	--

### 第3号議案 清算人1名選任の件

清算事務の機動的遂行の必要性から、下記のとおり清算人1名の選任をお願いしたいと存じます。

清算人候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数	当社との 特別の 利害関係
松尾 明弘 (昭和50年1月25日生)	平成19年12月 弁護士登録 (東京弁護士会) 平成20年2月 松尾千代田法律事務所設立 平成22年4月 当社顧問弁護士就任 (現在に至る)	なし	なし

※清算人は当該臨時株主総会終結のときをもって就任することとなります。

※※松尾明弘氏は代表清算人に就任することとなります。

### 第4号議案 監査役1名選任の件

当社の解散を条件として、解散に伴い監査役全員が辞任し、改め下記のとおり監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関して監査役会の同意を得ております。

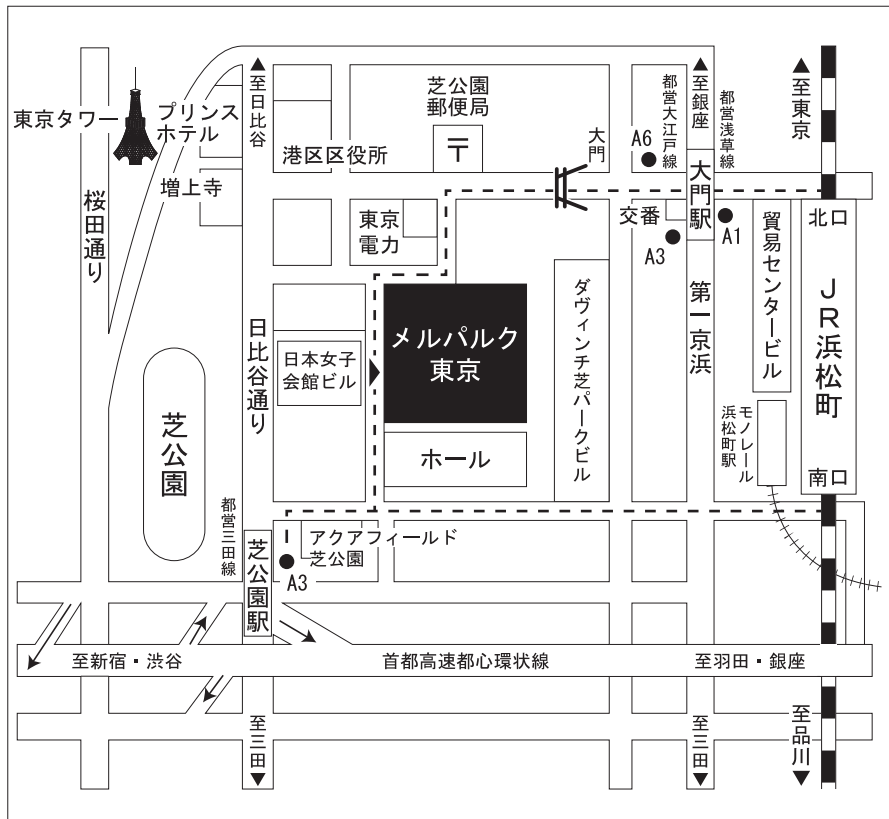
監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数	当社との 特別の 利害関係
天 笠 勝 (昭和47年6月19日生)	平成15年6月 当社監査役就任 平成17年6月 当社監査役退任 平成17年6月 株式会社アロンエステート 代表取締役就任 平成18年4月 同社代表取締役退任 平成18年4月 当社入社 平成18年4月 業務管理部チーフディレクター 平成18年6月 当社取締役業務管理部長就任 平成19年2月 当社取締役業務管理部長退任 平成19年2月 当社常勤監査役就任 (現在に至る)	なし	なし

以上



# 株主総会会場ご案内図



## 会 場

東京都港区芝公園二丁目 5 番地 20 号

メルパルク東京 3 F 「牡丹」

## 電車でのアクセス

- JR
- モノレール
- 都営地下鉄三田線
- 都営地下鉄浅草線および大江戸線

- 浜松町駅北口または南口から徒歩約 8 分
- 浜松町駅北口から徒歩約 8 分
- 芝公園駅 A 3 出口から徒歩約 2 分
- 大門駅 A 3 出口から徒歩約 4 分
- 大門駅 A 6 出口から徒歩約 4 分
- 大門駅 A 1 出口から徒歩約 5 分